

北上地区消防組合消防本部訓令第9号

消防機関

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部火災調査規程（平成21年北上地区消防組合消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（調査責任）</p> <p>第6条 火災が発生した管轄区域内の調査責任者は、署長とする。ただし、<u>前条第1項第1号</u>による調査責任者は、消防長とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（調査の実施）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 署長は、<u>第5条第1項第1号</u>に該当する火災を覚知した場合は、消防長に直ちに報告するものとする。</p> <p>（調査書類）</p> <p>第30条 <u>消防長等に報告する調査書類</u>は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（調査責任）</p> <p>第6条 火災が発生した管轄区域内の調査責任者は、署長とする。ただし、<u>前条第1号</u>による調査責任者は、消防長とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（調査の実施）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 署長は、<u>第5条第1号</u>に該当する火災を覚知した場合は、消防長に直ちに報告するものとする。</p> <p>（調査書類）</p> <p>第30条 調査書類は、次の各号に掲げるもの<u>を作成するもの</u>とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(5) 鑑識見分書（様式第5号）

(6)～(8) [略]

(9) 損害算定書

ア～エ [略]

オ 耐火建建物損害算定書（様式第10号の5）

カ [略]

(10)～(14) [略]

2 [略]

（報告等）

第32条 署長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を火災覚知の日から起算して、40日以内に署長に報告しなければならない。

2 署長は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を火災覚知の日から起算して、45日以内に消防長に報告しなければならない。

3 消防長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を火災覚知の日から起算して、50日以内に消防長に報告しなければならない。

4 前各項の報告者が報告期限内に報告できない場合は、その理由を口頭で消防長等に報告し許可を得るものとする。

(5) 鑑識見分調書（様式第5号）

(6)～(8) [略]

(9) 損害算定書

ア～エ [略]

オ 耐火建物損害算定書（様式第10号の5）

カ [略]

(10)～(14) [略]

2 [略]

（作成期間）

第32条 署長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、次の各号に掲げる火災の区分に応じ、火災覚知の日から起算してそれぞれ当該各号に定める日までに作成しなければならない。

(1) 死傷者が発生せず、損害額が計上されず、かつ、製造物等資料の鑑識が必要ない火災 40日

(2) 前号以外の火災 60日

2 署長は、前項に掲げる書類を速やかに消防長に報告するものとする。

3 消防長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、火災覚知の日から起算して90日以内に作成しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号、第9号の1、第11号及び第24号中「延面積」を「延べ面積」に、様式第3号、第4号、第5号、第12号及び第12号の2中「 年 月 日 時 分頃、 に発生した火災」を「表記の火災」に、様式第25号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

改正前	改正後																																										
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">消防署長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 階級・氏名</p> <p style="text-align: center;">火 災 調 査 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">火災番号</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">出火日時</td> <td>平成 年 月 日 () 時 分頃</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width:5%; text-align: center; vertical-align: middle;">火 元</td> <td style="width:10%;">出火場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称・事業所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職業・氏名</td> </tr> <tr> <td>電話番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align: center; vertical-align: middle;">原因判定理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査員</td> <td>所属 階級・氏名</td> </tr> </table> <p>様式第2号 (第15条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">火災番号</div>	出火日時	平成 年 月 日 () 時 分頃	[略]		火 元	出火場所		建物名称・事業所等		住 所	[略]	職業・氏名	電話番号等		[略]		[略]		原因判定理由		調査員	所属 階級・氏名	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(消防長又は消防署長) 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 階級・氏名</p> <p style="text-align: center;">火 災 調 査 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">火災番号</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">出火日時</td> <td>年 月 日 () 時 分頃</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width:5%; text-align: center; vertical-align: middle;">火 元</td> <td style="width:10%;">出火場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称・事業所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職業・氏名^{フリガナ}</td> </tr> <tr> <td>電話番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align: center; vertical-align: middle;">原因判定理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第2号 (第15条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 2px;">火災番号</div>	出火日時	年 月 日 () 時 分頃	[略]		火 元	出火場所		建物名称・事業所等		住 所	[略]	職業・氏名 ^{フリガナ}	電話番号等		[略]		[略]		原因判定理由	
出火日時	平成 年 月 日 () 時 分頃																																										
[略]																																											
火 元	出火場所																																										
	建物名称・事業所等																																										
	住 所	[略]																																									
	職業・氏名																																										
電話番号等																																											
[略]																																											
[略]																																											
原因判定理由																																											
調査員	所属 階級・氏名																																										
出火日時	年 月 日 () 時 分頃																																										
[略]																																											
火 元	出火場所																																										
	建物名称・事業所等																																										
	住 所	[略]																																									
	職業・氏名 ^{フリガナ}																																										
電話番号等																																											
[略]																																											
[略]																																											
原因判定理由																																											

出火出場時における見分調書

表記の火災について として消防活動に従事し、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名 ㊟

出火場所

出火日時 年 月 日 時 分頃

記載内容 [略]

様式第3号（第16条関係）

火災番号

聞き込み状況書

住 所
職業（職）・氏名
生年月日・電話
火元との関係
[略]
[略]

様式第7号（第22条関係）

火災番号

質 問 調 書

年 月 日 時 分頃、 に発生した火災について下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

出火出場時における見分調書

表記の火災について として消防活動に従事し、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名 ㊟

[略]

記載内容

様式第3号（第16条関係）

火災番号

聞き込み状況書

住 所
職業（職）・氏名
生年月日・電話 年 月 日生（歳）
火元との関係
[略]
[略]

様式第7号（第22条関係）

火災番号

質 問 調 書

住 所
職業（職）・氏名
生年月日・電話 年 月 日生（歳）

住 所
 職業（職）・氏名
 生年月日・電話

質問開始時間 年 月 日 時 分
 質問終了時間 年 月 日 時 分
 所属
 階級・氏名 ㊟

様式第10号の2
 木造建物損害算書1
 (経過年数及び建築時単価が判明している場合)

[略]

1 計算式I (焼損床面積の場合)
 [略]

調査員
 所属 階級 氏名 ㊟

2 計算式II (焼損表面積・水損の場合)
 [略]

様式第10号の3
 木造建物損害算書2
 (経過年数及び建築時単価が不明の場合又は改修・修繕をした場合の木造建築物の評価)

[略]

[略]

2 計算式I (焼損床面積の場合)
 2-1式
 [略]
 2-2式
 [略]
 2-3式

年 月 日、 に発生した火災について上記の者に
 質問したところ、任意に次のとおり供述した。

所 属
 階級・氏名 ㊟

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了

様式第10号の2
 木造建物損害算書1
 (経過年数及び建築時単価が判明している場合)

[略]

1 計算式I (焼損床面積の場合)
 [略]

2 計算式II (焼損表面積・水損の場合)
 [略]

様式第10号の3
 木造建物損害算書2
 (経過年数及び建築時単価が不明の場合又は改修・修繕をした場合の木造建築物の評価)

[略]

[略]

1 計算式I (焼損床面積の場合)
 1式
 [略]
 2式
 [略]
 3式

収容物	千円	林野	千円	車両	千円
船舶	千円	航空機	千円	その他	千円
所属	階級		氏名		

様式第11号

火災番号

[略]					
出火場所					
出火日時					
り災順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	合計
[略]					
り災状況	[略]				
	り災世帯	[略]			
	り災人員	[略]			
	死傷者				

損害額	建物	[略]			
	収容物	[略]			
	爆発	[略]			
	その他	[略]			
	計				千円

り災世帯ごとの損害状況

り災建物順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	合計
責任者氏名 (区分)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	

[略]					
損害額	建物				()
	収容物				()
	爆発				()
	その他				

収容物	円	林野	円	車両	円
船舶	円	航空機	円	その他	円
所属	階級		氏名		

様式第11号

火災番号

[略]					
り災順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	合計
[略]					
り災状況	[略]				
	り災世帯数	[略]			
	り災人員	[略]			
	死者数				
負傷者数					

損害額	建物	[略]			
	収容物	[略]			
	爆発	[略]			
	その他	[略]			
	計				

り災世帯ごとの損害状況

り災建物順位	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	5 ()
責任者氏名 (区分)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)

[略]					
損害額	建物				
	収容物				
	爆発				
	その他				

					()
--	--	--	--	--	-----

[略]

- 備考 1 摘要欄には、参考事項として火災保険等記入すること。
 2 [略]

様式第14号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
 様
 住所
 氏名
 任意資料提出承諾書

出火日時 年 月 日 時 分 頃

出火場所

上記の火災について、火災調査のため資料の提出を求められた下記資料を任意に提出します。
 なお、提出した資料については、調査終了後（返還・処分）してください。

記

[略]

様式第15号（第26条関係）

第 号
年 月 日

住所
 氏名 様
 北上地区消防組合

印

資料提出命令書

出火日時 年 月 日 時 分 頃

出火場所

上記の火災について、火災調査のために必要があるので、消防法第34

	計				

[略]

- 備考 1 摘要欄には、参考事項として火災保険等を記入すること。
 2 [略]

様式第14号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
 様
 住所
 氏名
 任意資料提出承諾書

火災調査のため資料の提出を求められた下記資料を、任意に提出します。
 なお、提出した資料については、調査終了後（返還・処分）してください。

記

[略]

様式第15号（第26条関係）

第 号
年 月 日

住所
 氏名 様
 北上地区消防組合

印

資料提出命令書

火災調査のために必要があるので、消防法第34条第1項の規定に基づ

<p>条第1項の規定に基づき、次の資料を 年 月 日までに<u>消防長</u>又は <u>消防署長</u>へ提出するよう命令する。</p> <p>なお、<u>本命</u>に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[略]</p>	<p>き、次の資料を 年 月 日までに提出するよう命令する。</p> <p>なお、<u>本命</u>に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[略]</p>
<p>様式第16号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第16号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第17号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第17号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第18号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第21号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第21号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。